

に官三員を置きて此の事に當らしめ、州縣の各站にはまた頭目二名を置きて驛務を總べ、相統率すべきを定めぬ。而して各站戸の行政は従前の如く別に百戸の官人ありて之を處理せしものにして、站務所理の官人の關する處に非ざりしなり、此等札木臣・兀刺阿臣（支那史籍には此等の名も種々の形を以て現はれ、或はただ站官と稱し、或は驛令・提領といひ、或は頭目・攢典等と記して、始終一ならず）の外、また脫脫禾孫なるものあり、『元史』站赤篇に「又置脫脫禾孫於關會之地、以司辨詰」と云へり、諸方往來の官人使節の中には、或は私利を計りて規定以外の種種の特權を得んとして、馬匹糧食の額を貪ぼる如きものあり、甚しきに至りては、牌面文字を有せず、正式の手續に據らずして驛傳を用ふるものもありしかば、關會樞要の地に脫脫禾孫なる官人を置きて、その非違を検する任に當らしめたるものなりとす。

□ 牌及び鋪馬聖旨 使臣の往來に當りては、附與せられたる文字牌面によりて各々相當の支給を受け、其の行を續くること漠北時代に異ならねど、其の間にも亦た沿革の尋ぬべきものあり、初め鋪馬聖旨なるものには、蒙古字を用ひて馬匹の數等を記し、以てその支給の數を明らかにせしが、各處の站官の蒙古字に習はざるものあるよりして、至元八年以後には繪によりて此の要を充たし、三頭を給する時には馬三匹の繪を畫き、その上に中書省の印を鈐して以て證明となすに至れり。而して使節はもとより朝廷より發するのみに止まらず、他方の官署より中央に向つても致すものなれば、各官衙には一定數の鋪馬聖旨を給し、其の數の中に於て自由に之を行使することを許せしも、それ以上に上ることを嚴禁せり、されど同一官署にても時によりて交渉の事件に繁閑あり、従つて事情を斟酌して鋪馬聖旨の支給を増減したりしを知る。而してまた此の間にも非違なからしめんが爲に、使節の往來するに